

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年9月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700125 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700017 号

## 第 1 結論

平成 13 年 7 月から平成 15 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 50 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 13 年 7 月から平成 15 年 4 月まで

私は、A 市 B 区から実家のある C 市に転居する際、様々な手続をするため、平成 15 年 4 月頃、B 区役所に行った。そこで、国民年金及び国民健康保険に未加入である旨の指摘を受けたため、国民年金の保険料を納付することとし、保険料の金額を教えてもらった上で、後日、区役所を再度訪問し、どこの部署かは不明であるが、窓口で保険料を納付した。保険料の金額は、30 万円から 35 万円ぐらいまでであったが、引っ越しのための資金が 40 万円程度手元にあり、そのお金で納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の年金記録については、オンライン記録によると、国民年金手帳記号番号が平成 7 年\*月頃に払い出され、その後、同記号番号が基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）として付番され、請求期間を含め現在に至るまで全て基礎年金番号に基づき一元的に管理されている。

請求期間は 22 か月と比較的短期間であるほか、戸籍の附票によると、請求者は、平成 15 年 5 月 30 日付けで実家の所在地である C 市に住所を定めた記録（平成 15 年 6 月 17 日に転入届出）が確認できることから、請求者は、その陳述どおり、平成 15 年 4 月頃に B 区役所を訪れていたとしても不自然ではない。

しかしながら、請求者が保険料を納付したと陳述する平成 15 年 4 月頃は、収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の時期であるところ、A 市は、保険料を同市が直接収納することはなかった旨回答していることから、請求者は、その陳述する納付場所（B 区役所）で請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、前述の基礎年金番号を用いて請求期間の被保

険者資格を第1号被保険者とする事務処理は、平成15年6月19日付けで遡って行われていることが確認でき、当該事務処理が行われるまでの間は、請求者は年金制度に未加入であったことから、請求者は、その陳述する納付時期（平成15年4月頃）に請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上述の被保険者資格に係る事務処理が行われた後であれば、請求期間の保険料を納付することが可能であったものの、請求者の陳述からは、事務処理後、C市で請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができない上、上述のとおり、請求者の年金記録は、同一の基礎年金番号に基づき一元的に管理されているほか、請求期間は、収納事務が国に一元化され、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されたことにより、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録管理に誤りがあったとは考え難く、請求期間の保険料をC市で納付したと推認することはできない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700147 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700018 号

## 第 1 結論

平成元年 9 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 40 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成元年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、請求期間については、A 市に住んでおり、仕事をしていたため、収入があり、実家の B 市に住む両親の経営する会社は順調で、仕送りもしてもらっていたので、経済的に余裕があった。国民年金の記録では、請求期間は、保険料が免除されているが、その理由は思い当たらない。保険料については、母親又は私が納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

手帳番号払出一覧及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月頃に、当時、請求者が居住していた A 市で払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、平成元年 4 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、継続して国民年金に加入し、請求期間前後の保険料については、納付済みとされており、請求期間の保険料については、免除と記録されている。

請求期間は、19 か月と比較的短期間であるほか、請求者は、請求期間を除く国民年金の加入期間において、その母親は、国民年金の加入期間において、いずれも全て保険料を納付しており、請求者及びその母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料を免除申請した覚えがなく、請求者又はその母親が保険料を納付した旨陳述しているところ、請求者は請求期間の保険料納付に関する記憶が必ずしも明確ではない上、母親からの聴取においても具体的な陳述を得ることができず、請求期間の保険料の納付状況の詳細は不明で

ある。

また、請求期間当時における保険料の免除が承認される期間の始期は、免除の申請日の属する月の前月からとされていたところ、オンライン記録によると、請求期間の保険料については、平成元年度（平成元年9月から年度末まで）は平成元年10月頃に、平成2年度は平成2年5月頃に免除申請されたことにより、それぞれの前月から免除が承認されており、これら免除に関する事務処理は、制度上の取扱いとも一致し、不自然さは見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が初めて被保険者となった月に当たる平成元年4月から請求期間直前に当たる平成元年8月までの保険料は、納付済みとされているものの、当該期間の保険料については、平成3年3月に過年度保険料として遡って納付され、約2年間にわたり未納のままであったことを踏まえると、これに引き続く請求期間の保険料が未納となることを回避するため、免除申請がなされていたと考えても不自然ではない。

加えて、請求期間の保険料は、上述のとおり、免除されているため、制度上、追納制度を利用して保険料を納付することとなるものの、オンライン記録において、請求期間の保険料を追納する申出をした形跡は確認できない。

その上、戸籍の附票によると、請求者は、平成3年4月にA市からB市の実家の所在地に住所を異動しているところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、平成3年度以降の保険料は、同市において、現年度保険料として納付されていることを踏まえると、請求者に係る保険料については、当該住所の異動を契機として、この頃に初めて納付が開始されていた状況がうかがわれる。

このほか、請求者及びその母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。